

ストップ! 1年単位の変形労働時間制



一人ひとりが大切にされる教育を

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための法案が、国会で可決されてしまいました。この制度の導入は、長時間過密労働の解消につながるどころか、今よりもっと深刻な事態をひき起こすものです。

「1年単位の変形労働時間制」とは?

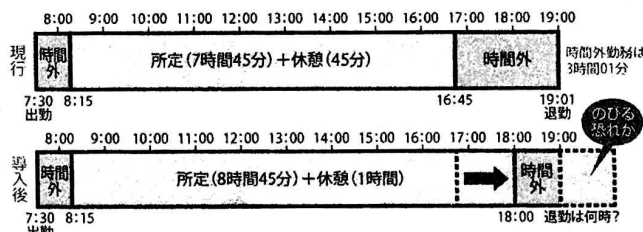
授業のある期間を「繁忙期」として所定の勤務時間を延長し、「閑散期」とされる長期休業中の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が週40時間を超えないようにする制度です。政府は、地方自治体の条例等によって導入しようとしています。

※労働基準法は、労使の協定によってのみ導入できるとしています。

時間外勤務が 隠されるだけでなく……

小学校教員に変形労働時間制が導入されると……

(2016年文科省勤務実態調査における小学校教員の平均的な勤務実態にあてはめたもの)



時間外勤務をしている分の一部が所定の勤務時間に代わり、時間外勤務が減ったようにも見えます。

しかし、丸つけや翌日の授業の準備にとりかかれる時間が今より遅くなり、退勤時刻がもっと遅くなってしまわないでしょうか。

実効ある対策は、これ!

- 「学活」「総合」等も含めた授業持ちコマ数の上限(小学校20コマ、中学校18コマ、高校15コマ)を設定し、それを可能にする教職員定数の抜本的改善を
- 小学校から高校までのすべての学年で少人数学級の実現を
- 「全国学テ」をはじめ、子どもを苦しめ、教職員を追い立てる「競争と管理」の教育政策の抜本的転換を
- 「時間外勤務は命じられない」とする原則を堅持した上で時間外勤務手当を支給するなど、「給特法」の改正を

毎日ゆとりをもつて笑顔で子どもの前に立てるように
やっぱり「せんせいふやそう」



導入されている職場のほうが 勤務時間が長い

所定の勤務時間と残業時間の比較(月平均)

	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
変形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構・労働政策研究報告書「仕事特性・個人特性と労働時間」より

国立の大学附属校などでこの制度が導入されている例もありますが、長時間勤務の解消につながらず「うまくいっていない」という声が上がっています。

上のように、変形労働時間制の職場のほうが勤務時間も残業時間も長いという報告もあります。

長時間過密労働の解消は、教職員定数の大幅増で!
「1年単位の変形労働時間制」導入反対の署名にご協力ください

教育長 藤田 裕司 様

都内公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入せず、
実効ある長時間過密労働解消の施策の推進を求める要請署名

【要請趣旨】

政府は、昨年末の臨時国会で、全国の教職員はもとより、多くの労働者や国民が反対するなか、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」（以下、「変形」）の導入を可能とする「公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）の改定を行いました。

労働基準法および厚生労働省の実施指針では、「変形」導入にあたり、日常的に長時間労働がなく、繁忙期・閑散期が明確な職場で導入可能としており、導入する場合には、1日8時間、週40時間を超えるため、必ず労使による協定書を結ぶこととしています。

しかし、都内公立学校では、都の調査でも明らかなように、月の超過勤務が80時間を超える教員が小学校や障害児学校では約4割以上、中学校では7割にものぼり、長時間過密労働が常態化しています。また、長期休業中は、授業はないものの、業務は多く、決して閑散期ではありません。さらに、改定された「給付法」では、労使で協定書を結ばなくても、都で勤務時間条例を改定すれば、「変形」導入可能と規定しており、私たち公立学校教員の労働者性が否定され、労働者としての権利が奪われることになります。また、厚労省は「変形」導入の目的は総労働時間の抑制にあるとしています。既に導入されている国立学校などでは、年間の総労働時間が増えている実態があります。国会審議でも文科大臣が「変形」で長時間労働はなくなる、と答弁しています。

「変形」が導入されれば、教職員の長時間過密労働が合法化され、さらに助長される危険があり、教職員のいのちや健康、くらしがさらに脅かされることにつながります。育児や介護、病気など、さまざまな事情を抱えた教職員や非常勤職員、臨時的任用教職員などが、さらに困難になることも予想されます。それに伴い、子どもたちの豊かな学びや居場所としての学校そのものが、さらに困難になっていくことは必至です。

都教委は「学校における働き方改革推進プラン」を示しましたが、具体的業務の削減や教職員定数の抜本的な改正、持ち時数の縮減に向けたとりくみが行われず、長時間過密労働はほとんど改善されていません。長時間過密労働の改善には、「変形」の導入ではなく、具体的な業務の削減や教職員定数の抜本的な改善など、実効ある長時間過密労働解消の施策推進が欠かせません。教職員のいのちと健康、くらしを守り、子どもたちの豊かな学びや居場所としての学校の保障を求める立場から、下記のことを要請します。

【要請項目】

1. 都内公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと
2. 都内公立学校の教職員定数を抜本的に改善し、教職員を増やすこと
3. 都の責任で業務の具体的削減と持ち時数の縮減をすすめること

2020 年 4 月

地区名 [	]	職場名 [	]

東京都教職員組合・東京都障害児学校教職員組合

千代田区二番町 12-1 エデュカス東京 4 階 03-3230-3891 (都教組)・03-3230-1565 (都障教組)